

女性に対する暴力に関する専門調査会  
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ  
(第12回)  
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和4年10月12日(水) 17:30～17:45
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C (Web会議システムを利用)
- 3 出席者  
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
構成員 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授  
同 柑本 美和 東海大学法学部教授  
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所  
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授  
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授  
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書(案)について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 DV対策の抜本的強化に向けて(案)概要  
資料2 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書 「DV対策の抜本的強化に向けて」(案)
- 参考資料1 配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた生活再建支援の際の手続の見直し等に関する論点(概要)  
参考資料2 配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた生活再建支援の際の手続の見直し等に関する論点について  
参考資料3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第12回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

お忙しいところ、お忙しい時間にどうも申し訳ございません。

よろしく願いいたします。

本日の議事は「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書(案)」についてです。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認、及び事務局にもメンバーの御変更があるようですので、それについて御報告をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は、資料1「DV対策の抜本的強化に向けて(案)」概要。報告書の案でございます。

資料2、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書「DV対策の抜本的強化に向けて(案)」。

いわゆる報告書本体の案でございます。

そのほか、参考資料を3点お配りしております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

次に、事務局の変更について御案内いたします。

本年6月28日付で、男女共同参画局長に岡田、大臣官房審議官(男女共同参画局担当)に畠山が着任いたしました。また、7月16日付で、男女間暴力対策課長に私、田中が着任しております。

どうぞよろしく願いいたします。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループの報告書(案)」について、まず、内閣府から御説明いただきます。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、報告書「DV対策の抜本的強化に向けて(案)」について説明します。

このワーキング・グループは、昨年8月から前回の会合まで、計11回にわたり審議を重ねていただきました。

本報告書は、その検討を政府への提言の形で取りまとめていただくものです。

構成員の皆様には、事前に御確認いただきましたので、本日は、資料1の概要を用いて、ポイントを絞って御説明いたします。

なお、資料2の本文では、昨年12月の中間報告から実質的に変更のない箇所は黒字、今回新たに記載した箇所は赤字としております。

資料1をご覧ください。

報告書の第1は、「検討の背景」です。

配偶者等からの暴力は、決して許されない重大な人権侵害であり、その防止と被害者支援を抜本的に強化していく必要があることを記載しています。

第2は、「本ワーキング・グループ等における議論の状況」についてです。

対策の抜本強化の必要性、法の見直しに係る主な論点等、御議論いただいた内容を整理して記載してご

ざいます。

第3は、「被害の発生から通報、保護命令、生活再建支援に至るまでの暴力防止、被害者保護の抜本的強化」についてです。

その内容は、次ページで説明いたしますので、1枚おめくりください。

1の「配偶者暴力防止法の見直し等」について、その要点を説明します。

まず、(3)「保護命令の強化」についてです。

配偶者等からの暴力は、従属を強いるために用いられるものであるという性格を踏まえ、命令の対象を被害者を畏怖させる言動に拡大するとともに、生命または身体に加え、精神に対する重大な危害を受けるおそれ大きい場合にも発令できるようにすべきというのが1点目でございます。

さらに、2点目として、子への電話等禁止命令の追加。

3点目として、命令期間の拡大。すなわち、現行では6か月となっているものを1年に拡大することなど。

4点目、5点目として、再度の申立てにおける考慮要素や要件に該当する事情の明確化。

6点目として、SNSによる連絡、位置情報の取得等、電話等禁止命令の対象の追加などを行うべきとするとともに、保護命令違反の罰則については加重すべきとしています。

次に、(4)の「生活再建支援及び多機関連携の強化」においては、配偶者暴力対策に関する会議体の法定化などについて記載しています。

また、2の「配偶者等からの暴力の根絶、被害者の保護に向けた対策の強化」では、加害者への対応等、中間報告に盛り込んでいただいた(1)～(4)に加え、(5)の非同棲交際相手からの暴力への対応、(6)生活再建に関する手続の見直し等について、取り組むべき事項の記載を追加しています。

以上が、報告書案の概要となります。

事務局からの説明は以上です。

○小西座長 1年間にわたる議論をしていただきましたまとめとして、今、お話しいただいたと思いますが、この案につきまして御意見はございますでしょうか。

異議なしとお見受けしますので、これをワーキング・グループの報告書とし、この後の女性に対する暴力に関する専門調査会に報告することといたします。

○後藤構成員 すみません。手を挙げているのですが。

○小西座長 ごめんなさい。見えなかった。

後藤委員、どうぞ。

○後藤構成員 今さら感がありますが、今御説明いただいた資料1で確認したいのですが、1の(3)の4つ目のポツなのですが、加害者のプログラムの受講状況を勘案すると書いてある一方で、報告書の21ページでは、まだきちんとした加害者のプログラムが確立していないと記載がある。

確立していなくて、今後、研究しましょうというのに、あたかもオーソライズされたプログラムがあるかのような書き方になっているのですが、これを入れた理由をもう一度御説明いただきたいと思います。

以上です。

○小西座長 よろしいですか。

内閣府お願いいたします。

○村上男女共同参画推進官 お答えいたします。

加害者プログラムですが、本体の51ページにありまして、今、内閣府におきまして、加害者プログラムについて、令和4年度において、施行のための留意事項を踏まえた追加的な試行実施を行い、本格実施のための留意事項を策定することにしております。

そして、令和5年度以降、全国的な実施に向け、本格実施のための留意事項を活用した実施状況を踏まえて、加害者プログラムの受講の在り方等について検討を行うこととなっております。

今回の記載につきましては、加害者プログラムの進展を踏まえて、その先の基本方針におきましてこちらを整理していくことを考えていることを記載しているものでございます。

○後藤構成員 将来的にということによろしいでしょうか。

オーソライズされて、きちんとした方針を持った加害者プログラムかどうかはまだ確認できないのに、それを前提として接近禁止命令を出す、出さないを決めるのは矛盾しているように思います。これはあくまでも今後、加害者プログラムが確立した後の話と理解してよろしいのでしょうか。

○村上男女共同参画推進官 はい。今、同時並行で加害者プログラムの在り方を検討しておりますので、それを踏まえて、基本方針にどのように書き込むかということを検討していくことを考えております。

○後藤構成員 分かりました。

今あるプログラムをオーソライズするものではないというものだけ確認したいと思います。

以上です。

○小西座長 分かりました。

ありがとうございます。

今、お手が挙がっているのは、戒能委員ですか。

実は、今回、残った時間で御発言をいただきたいということで、あらかじめお手を挙げていただいているのが戒能委員、小島委員、手嶋委員なのですが、そちらも併せて御発言いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小西座長 では、お願いいたします。

○戒能構成員 戒能からよろしいですか。

最終報告書をまとめていただきまして、事務局及び関係省庁の方々に御礼申し上げたいと思います。不十分だとは考えておりますが、これで改正への視界がようやく開けたかと思っております。

今回の改正のポイントは、何といても先ほどの御説明にもありました、DVの本質と実態等を踏まえた形で保護命令の強化といいたいでしょうか、精神的暴力が保護命令の対象に加えられるという道筋が開けたことだと考えておりますが、司法判断で本当に適正な判断が行われるように、十分に改正の趣旨を基本方針なののでしょうか、あるいは別の方法なののでしょうか、明確にお示しいただきたいということと、司法では実態が十分に知られていないことを憂慮しておりますので、当事者とか支援機関の声が反映されるような研修などを司法機関で十分に行ってほしいという要望を持っております。

それから、今後なのですが、これは報告書にも書いてあることなのですが、施行状況を十分に分析して、改正するということなのですが、今、後藤委員から発言があった、加害者対策とか非同棲交際相手などの多様な被害者への対応、民間団体への安定的な支援、中長期的な被害者支援体制は、諸外国と比べると、

まだまだというか、遅れております。不十分だと思います。

ですから、積み残しが多くあることを十分に意識して、3年後か、2年後かは分かりませんが、必ず見直し規定を入れていただきたいということです。

見直しをしていただきたいし、当初、このワーキング・グループが発足したときに、被害者がいつも逃げを前提とした制度設計という大きなテーマがあったわけです。制度設計を抜本的に見直す方向で、施行状況を見ながら、改正を次期の課題にしていきたいと考えております。

以上でございます。

ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

それでは、まず、この内容について、この後の女性に対する暴力に関する専門調査会に報告することといたしますが、それはよろしいでしょうか。

(各構成員が首肯)

○小西座長 ありがとうございます。

構成員の皆様には、報告書の取りまとめに向けて、いろいろと御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日をもってワーキング・グループは最後となるのですが、残った時間はほとんどありません。

でも、小島委員と手嶋委員から一言と伺っておりますので、どうぞ御発言いただけますか。

では、小島委員からどうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

DV防止法が制定されて20年たって、初めて精神的暴力、ハラスメントについて光が当たったということで、私は、この点高く評価しております。身体的暴力については理解されるようにはなりましたが、精神的暴力については理解が進んでいるとは言いがたい状況にあります。精神的暴力を要件とした保護命令申立ができるようになることの意義は大きいと思います。

保護命令制度を活用して、被害者の保護のために役立てていきたいと思っております。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、手嶋委員、どうぞ。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

本当に大変な中でおまとめいただきまして、事務局並びに関係各位の皆様には感謝申し上げます。

個人的には、当初、もっと大がかりな、抜本的な改正を期待していたのですが、そこから考えますと、ちょっと残念なところはございますが、今も先生方から御指摘がありましたように、様々な観点から、確かに前に進むことができたという一定の評価ができるのではないかと考えております。

ただ、加害者対応の制度が欠落しているのがDV防止法、あるいは日本のDV対策の根本的な問題かと思っておりますので、加害者プログラムの検討も課題とされてはいるわけですが、刑事的な対応も含めて、その辺の仕組みがきちんとつくられない限り、本当の意味での暴力の防止、あるいは被害者保護も実現されないと思っておりますので、ぜひさらなる法改正に取り組んでいただければと思いますよう、専門調査会及び事務局の皆様には、今後、その道筋をつけていただければと思っております。

ありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

最後に、私からも一言申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様、事務局の皆様、大変なところをずっと御議論いただき、調整いただきまして、ありがとうございました。

皆様がおっしゃっているとおりですが、DV防止法は、極端に言えば、20年前に、ただ逃げるだけの制度ができて、そこから抜本的な改正ができずに、世界のDV対策の中では置いていかれている感じの法律だったのだと思います。

今回提案する内容についても、まだ不十分なところがいろいろとあることは、私も承知しておりますが、一遍に完全なものが今すぐに見えるかという、それは難しいと思うのです。

法律を変えると、今度は、それこそさっき御発言にあったように、司法の担当者とか、このことの実態を知らない人たちにも、また実態が伝わって行って、そうすると、次の改正がまた可能性が広がるという形になっていく、ぜひそういう一歩として捉えていただければと思っております。

以上をもちまして、第12回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。

1年超にわたりまして、誠にありがとうございました。

(以 上)